

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 山城千秋

担当理事 宮城政剛



「季節性インフルエンザと COVID-19 の検査体制」 及び  
「新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱い」について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

那覇市保健所経由でみだし資料のご案内がございましたので、よろしくご確認下さいますようご案内申し上げます。  
(那覇市医師会のホームページにも掲載いたします)

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:上地・上原 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

事 務 連 絡  
令和2年11月20日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

季節性インフルエンザと COVID-19 の検査体制について

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。

一方、季節性インフルエンザの発生状況については、直近(令和2年第46週(本年11月9日~11月15日))では、全国約5,000の定点医療機関からの合計報告数は23件となっており、昨シーズンの同時期(9,107件)と比較して100分の1以下となっています。

こうした状況を踏まえ、各診療・検査医療機関において、臨床所見、地域の感染状況等により、医師が季節性インフルエンザ及び COVID-19 の検査の必要性等を判断していただくこととなりますが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域においては、発熱患者等が医療機関を受診した際に、他の疾患の疑いが強い場合を除き、積極的に COVID-19 の検査を実施するようお願いいたします。

貴職におかれましては、内容を御了知のうえ、医療関係者等の貴管内関係者へ周知していただくようお願いいたします。

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における  
新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いについて（再周知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱い（以下「退院基準」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発第0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年6月25日最終改正。<sup>i)</sup>）においてお示ししているところです。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について」（令和2年7月17日付事務連絡。同年8月21日一部改正<sup>ii)</sup>）問⑥において、お示ししているとおおり、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、仮にPCR検査で陽性であった場合でも、感染性は極めて低くなることがわかっています。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中においては、医療資源を可能な限り効率的に活用して頂くことが重要であることから、改めて退院基準について、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（参考）【退院基準】（有症状の者）

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ 国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきています。よって、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、感染性は極めて低いため、退院可能としていることを、改めて申し添えます。

<sup>i)</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000644312.pdf>

<sup>ii)</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について」（令和2年7月17日付事務連絡。同年8月21日一部改正。）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000661925.pdf>